

# 総務委員会資料

## ◎付託議案説明資料

- 承認第11号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第5号）〈関係分〉  
..... 1
- 承認第15号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第6号）〈関係分〉  
..... 3
- 第95号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第7号）〈関係分〉  
..... 5

## ◎報告事項説明資料

- 子育てしやすい職場づくり奨励金の見直しについて ..... 10
- 令和2年国勢調査の実施について ..... 12

令和2年9月24日

政策企画局

「令和2年度島根県一般会計補正予算(第5号)」  
(政策企画局 所管分)

(単位 千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料2 掲載ページ			
					款	項	目				
政策企画監室	301,018	0	301,018								
女性活躍推進課	608,346	0	608,346								
秘書課	133,525	0	133,525								
広聴広報課	557,632	5,574	563,206	財源 (県) 5,574							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 75%;">政策に関する情報提供事業費</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	1	政策に関する情報提供事業費		142,719	5,574	148,293	7月13日から的大雨被害に係る県の支援策等を新聞広告やSNSで広く県民に周知	2	1	3	P 1 1
1	政策に関する情報提供事業費										
統計調査課	666,787	0	666,787								
政策企画局 合計	2,267,308	5,574	2,272,882	財源 (県) 5,574							

## 7月豪雨に係る対応について

### 1. 事業趣旨

7月の大雨による被害に対する支援制度や相談窓口を周知するため、県民向けに新聞やSNSを活用した広報を実施

### 2. 事業内容

#### (1) 新聞広報

大雨被害に対する県の支援制度や県、市町の相談窓口等を県民に広く周知するための広報を実施

- ① 支援制度・相談窓口の案内（7月22日、7月30日）
- ② 農業者支援制度の案内（8月5日）
- ③ 中小企業支援制度の案内（8月6日）

#### (2) SNSの活用

大雨被害に係る支援制度や相談窓口を掲載したページ（県ホームページ）へ誘導など、SNSを活用した広報を実施

- ① 県ホームページへの誘導（7月23日～8月31日）

### 3. 補正予算額（専決処分日 令和2年7月28日）

5,574千円（一般財源 5,574千円）

「令和2年度島根県一般会計補正予算(第6号)」  
(政策企画局 所管分)

(単位 千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料3 掲載ページ
					款	項	目	
政策企画監室	301,018	0	301,018					
女性活躍推進課	608,346	0	608,346					
秘書課	133,525	0	133,525					
広聴広報課	563,206	237,248	800,454	財源 (県) 237,248				
1 新型コロナウイルス感染症 対策関連広報事業費	165,350	237,248	402,598	首都圏等から移住を希望する若者に島根を選択してもらうための戦略的な広報を実施	2	1	3	P11
統計調査課	666,787	0	666,787					
政策企画局 合計	2,272,882	237,248	2,510,130	財源 (県) 237,248				

## 新型コロナウイルス感染症への対応について (首都圏等向け島根の情報発信強化事業)

### 1. 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、都会の暮らしのリスクが認識され、またテレワークの経験等による多様な働き方への認識が広がる中、地方での暮らしに関心が高まっている。

そこで、漠然と地方暮らしを思い描く都会の若者が、具体的な移住・定住先の検討をする際に、島根が選択肢の一つとなるよう、「しまね」のイメージや情報を発信する。

### 2. 事業内容

#### ①発信内容

島根創生の「笑顔あふれるしまね暮らし宣言」の世界観である「人間らしい、温もりのある暮らし」ができる「しまね」のイメージ  
島根への移住や教育に関する情報など

#### ②ターゲット

都会の若者（10代後半～30代）

#### ③発信エリア

三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）を想定

#### ④発信手法

統一的なコンセプトにより、各種媒体を活用

・全国紙による広告      ・雑誌      ・ウェブやSNS      など

#### ⑤その他

県内の進学や就職を控えた子どもやその親に向けた「しまね暮らし」の良さのテレビCMを制作、放映

### 3. スケジュール

8月下旬 企画提案公募開始

10月中旬 委託先決定・準備開始

11月下旬 情報発信開始

### 4. 補正予算額（専決処分日 令和2年7月31日）

237,248千円（一般財源 237,248千円）

「令和2年度島根県一般会計補正予算(第7号)」  
(政策企画局所管分)

(単位 千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料1 掲載ページ
					款	項	目	
政策企画監室	301,018	14,716	315,734	財源 (他) 830 (県) 13,886				
1 ふるさと島根寄附金事業費	43,611	830	44,441	「新型コロナウイルス感染症対策に関する事業」に寄せられた寄附金を活用	2	2	1	P26
2 一般職給与費	172,897	13,886	186,783	一般職員 21人	2	1	1	P25
					2	2	1	P26
					2	4	1	P28
女性活躍推進課	608,346	71,135	679,481	財源 (県) 71,135				
1 男女共同参画の理解促進事業費	89,087	59,206	148,293	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、男女共同参画センターあすてらすにおける3密回避や衛生対策の環境整備の実施	3	1	1	P33
2 一般職給与費	40,363	11,929	52,292	一般職員 7人	3	1	1	P33
秘書課	133,525	△10,403	123,122	財源 (県) ▲10,403				
1 特別職給与費	38,767	△5,488	33,279	長等 2人	2	1	1	P25
2 一般職給与費	71,440	△4,915	66,525	一般職員 9人	2	1	1	P25
広聴広報課	800,454	672	801,126	財源 (県) 672				
1 一般職給与費	101,962	672	102,634	一般職員 14人	2	1	1	P25
統計調査課	666,787	242	667,029	財源 (県) 242				
1 一般職給与費	213,263	242	213,505	一般職員 29人	2	7	1	P30
政策企画局合計	2,510,130	76,362	2,586,492	財源 (他) 830 (県) 75,532				
うち職員給与費を除く	1,871,438	60,036	1,931,474	財源 (他) 830 (県) 59,206				
うち職員給与費	638,692	16,326	655,018	財源 (県) 16,326 (長等2人 一般職員80人)				

## ふるさと島根寄附金事業

### 1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症については、島根県内でも感染者が確認されており、対策に取り組んでいる。

このたび、民間事業者から、コロナ禍において低迷する観光産業への対策のための寄附の申し出があったことから、次のとおり活用する。

### 2. 寄附の概要

(1) 寄附者

明治安田生命相互会社 松江支社 支社長 瀬戸康広

(2) 寄附金額

829,100円

(3) 寄附日

令和2年8月5日

### 3. 寄附金活用施策

(1) 事業内容（9月補正予算）

GOTOトラベルキャンペーン期間中の県内誘客と観光施設への周遊を促すため、プレミアム付きデジタル観光チケットを発行

（主な概要）

- ・特典内容 1,000円のデジタル観光チケットを500円で販売
- ・対象施設 県内観光施設（事前登録制）
- ・販売枚数（購入上限） 15万枚（5枚／1人）
- ・利用期間 11月上旬～（上限に達し次第終了）

(2) 予算額

96,100千円

#### （参考）実施済みのコロナ関連事業への寄附金の活用

(1) 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者の治療等にあたる医療従事者への特殊勤務手当を支給する医療機関への補助（R2.4.1～R3.3.31）

(2) 予算額

124,560千円

(3) 寄附金活用予算額

3,500千円

## 男女共同参画の理解促進事業

### 1. 概要

男女共同参画センター「あすてらす」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、3密回避や衛生対策の環境整備を行い、利用者の安全安心を確保することにより、利用促進を図り、男女共同参画への理解を促進する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府からのイベント自粛要請等により、施設使用料収入が減少している「あすてらす」の指定管理料を変更する。

### 2. 事業内容

#### (1) 研修室の新設 (8,922 千円)

3密対策として、研修室を定員の2分の1で運用することに伴う研修室不足を解消するため、生活創造スタジオを研修室に改修

#### (2) 研修室の機器整備 (48,235 千円)

複数の研修室を繋げて研修室を広く使用することに備え、映像音響システムを更新

#### (3) 検温のためのサーモグラフィー整備 (525 千円)

利用者の安全安心の確保のため、サーモグラフィーを整備

#### (4) 通年の冷暖房稼働による換気対策 (1,369 千円)

建物の構造上窓が開かないため、コロナ感染症拡大防止の換気対策として、通年で冷暖房を稼働

#### (5) 指定管理料の変更 (155 千円)

[指定管理者] 公益財団法人しまね女性センター

### 3. 補正予算額

59,206 千円



# 施設案内

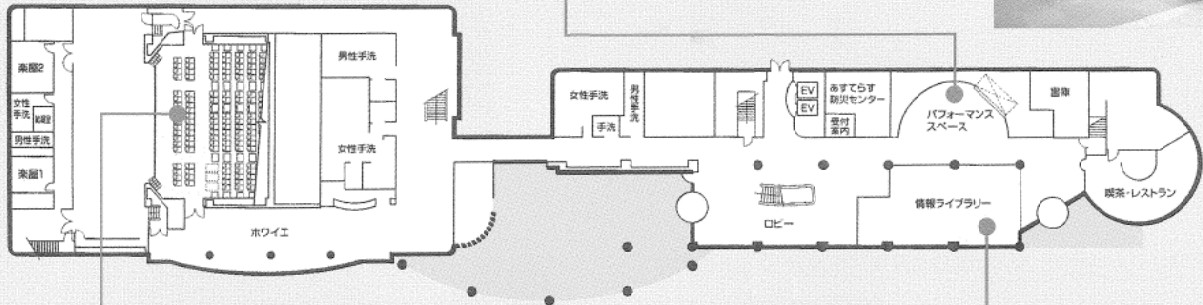
## ひとひと 女と男のパートナーシップの創造拠点

情報 交流 学習研究 生活創造 相談 宿泊

### 1F ふれあいのフロア

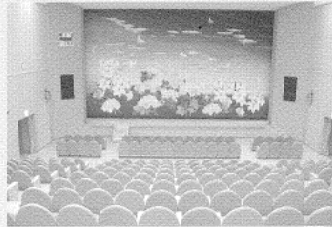
#### パフォーマンススペース

12面のマルチビジョンを備えた半円型の多目的オープンスペース。絵画、書等の作品展示による活動発表の場、学生のみなさんの自学スペースとして利用できます。



#### ホール(定員/290名)

座席は前後の間隔が広く、ゆったりと座れるのが特長で、荷物カゴ、収納式簡易テーブルを装備。親子室や同時通訳室も備えています。



ロビー

#### 情報ライブラリー

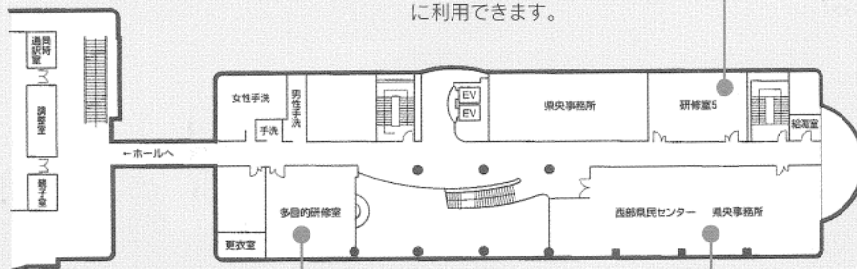
男女共同参画に関する書籍・DVD、雑誌等を所蔵。館外貸出や各種サービス(レファレンス、コピー)も行っていきます。



### 2F 行政のフロア

#### 研修室5

定員30名で、学習・研修・会議等に利用できます。



#### 多目的研修室

床はフローリングで壁面鏡もあり、軽運動など様々な用途に利用できます。

#### 西部県民センター 県央事務所

県税の納税証明書及び納税の窓口のほか、県情報コーナーを備え、選挙や防災の業務も担当しています。



### すべての人が 利用しやすい施設です

#### バリアフリー

- 体の不自由な方や高齢者の方も利用しやすい設計となっています。(ハートビル法の誘導基準に対応)
- ホール、研修室は難聴者の方でも聴きやすいフラットループを使用しています。
- 多目的トイレ、宿泊室は車椅子利用の方や、体の不自由な方にも使いやすい設計です。

#### 女性や子ども連れの方が 利用しやすいトイレの設計

- 女性トイレには、簡単な着替えのできる着替え室や化粧室を設置しています。
- 育児中の方でも安心して子どもを連れて来ていただけるよう「ベビーベッド」「ベビーチェア」「手洗い」を備えたトイレを設置しています。

### 利用のご案内

#### ●開館時間

研修室・ホール等 9:00~21:00  
情報ライブラリー 9:00~19:00  
(貸館・宿泊受付 9:00~19:00)

#### ●休館日

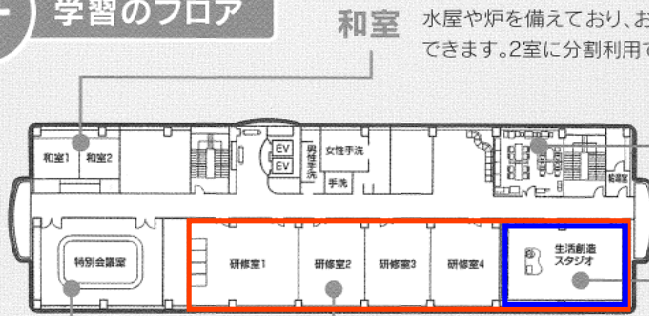
毎週月曜日・国民の祝日・  
年末年始(12月29日~1月3日)

※ただし、宿泊施設については、国民の祝日、日曜日(12月~3月)、年末年始(12月28日~1月3日)

### 凡例

- 研修室への改修
- 映像音響システム整備

## 3F 学習のフロア



**和室** 水屋や炉を備えており、お茶会にも使用できます。2室に分割利用できます。

### ワークステーション

登録団体、グループがミーティングや情報交換、交流の場として利用できます。

### 生活創造スタジオ

調理用機材を設置し、料理講習等が可能なほか、様々な創造的活動に利用できます。



### 特別会議室

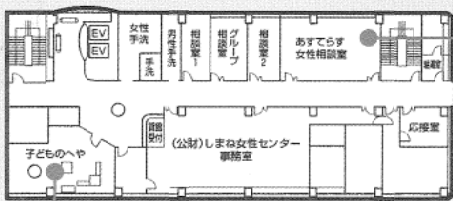
定員32席の会議室で、広い机(円卓)とゆったりとした大きめの椅子をご用意しています。



### 研修室

最大162名収容可能。2~4室に分割可能なパーティション、大型スクリーン、プロジェクター等を設置し、学習・研修・講座等を行うことができます。

## 4F 相談のフロア



### 女性相談室

女性の抱える様々な問題を解決するために相談に応じます。内容によっては、それぞれの専門機関へ紹介します。

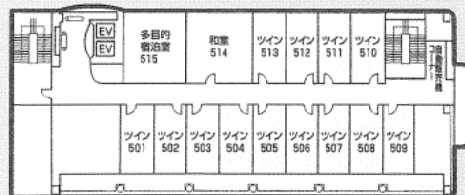
### 子どものへや(託児・授乳室)

明るく開放的な雰囲気と子どもの安全を考慮した室内です。子ども用トイレ、シャワー室なども設置しています。



## 5F 宿泊のフロア

- 〈部屋数〉
- ツイン 13室・和室 1室(定員4名)
- 多目的宿泊室 1室(定員2名)
- (車椅子の方も安心して利用できます)
- 〈利用料金〉
- 5,200円(お1人様 1泊素泊 税込)



島根県立男女共同参画センター

# あすてらす

〒694-0064

島根県大田市大田町大田イ236番地4 (JR大田市駅西隣)

TEL 0854-84-5500(代表) / FAX 854-84-5589

Mail asu-01@asuterasu-shimane.or.jp

http://www.asuterasu-shimane.or.jp/

※施設のご利用については、あすてらすのホームページをご覧になるか、電話・FAX・E-mailにてお問い合わせください。

## アクセスマップ



## 子育てしやすい職場づくり奨励金の見直し (仕事と子育て両立環境緊急促進事業)

### 1 事業目的

- ・ 男性も女性も、子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む事業所等を支援する。
- ・ 加えて、コロナ禍において、子育てなど個々の事情に応じた働きやすい職場環境の早急な整備を促す。

### 2 見直し理由

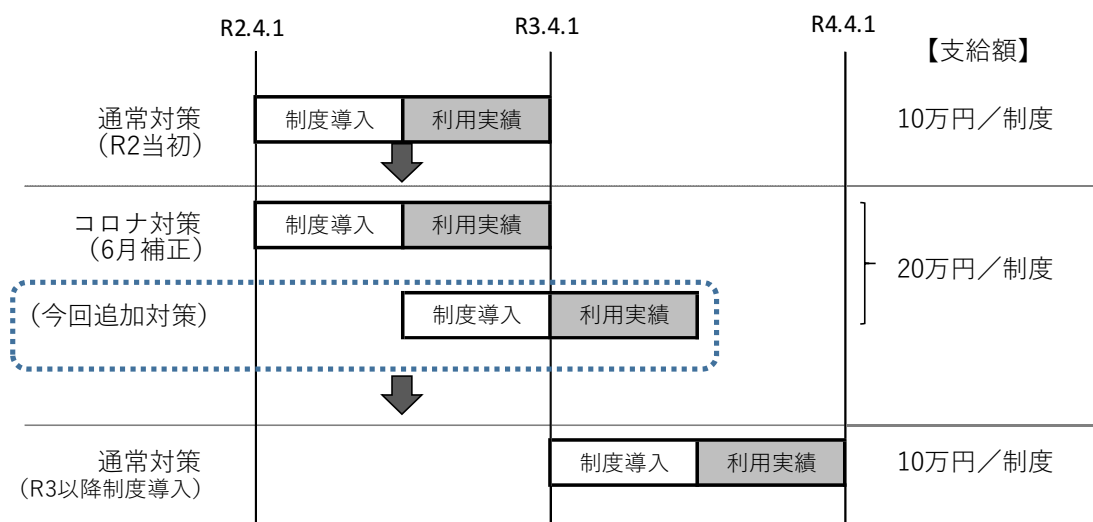
- ・ 令和2年度当初予算において、企業が次の制度を導入する場合に、奨励金を支給する制度を設けた。
  - ア. 時間単位の有給休暇制度
  - イ. 3歳以上の短時間勤務制度
- ・ さらに、コロナ禍の状況において、制度導入を促進するため、6月補正予算で奨励金を増額したところであるが、現状、十分には活用されていない。
- ・ 今回、
  - ① 就業規則の整備に時間を要し、実績が年度内に上がらない場合がある
  - ② 事業所単位の支給要件を満たしても、社会福祉法人などでは常時雇用労働者数で対象外となる場合がある
  - ③ コロナ禍による休校措置が高等学校等まで及び、保護者の対応が必要となった
 などの課題に対応するため、対象事業者や支給要件などの一部を見直す。

### 3 見直し内容

#### (1) 支給額の考え方

令和2年度に限り1制度あたり10万円から20万円に増額支給することとしていたが、2年度に制度導入した場合は、3年度に利用実績がある場合も20万円を支給する。

(拡大理由：就業規則を整備し、制度導入を行うステップを後押し)



## (2) 対象事業者の拡大

中小・小規模事業者等のうち、資本金をもたない事業者（社会福祉法人、医療法人、NPO法人など）については、事業の種別に関わらず、常時雇用する労働者数が300人以下を対象とする。

（資本金をもつ事業者は、変更なし）

### ○中小・小規模事業者等

資本金または常時雇用する労働者のいずれかが、以下にあてはまる場合

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下



このうち、資本金をもたない事業者  
（社会福祉法人、医療法人、NPO法人など）

常時雇用する労働者の数
300人以下

## (3) 支給要件の緩和

「時間単位の有給休暇制度」の利用実績の対象となる、「子を養育する労働者」について、「小学校6年までの子」を「18歳に到達する年度末までの子」に拡大する。

（拡大理由：中、高校生の子どもに係る進路面談や学校への送迎、通院等に対応）

[参考：見直し後の支給要件]

- ① 常時労働者数50人未満の県内の事業所
  - ② 次のア、イのいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、子を養育している労働者(※)の利用実績があること
    - ア. 時間単位の年次有給休暇制度 【8時間以上/人】※18歳に達するまでの年度の子を養育
    - イ. 育児短時間勤務制度（3歳未満を除く）【20日間以上/人】※小6までの子を養育
- ↑  
今回見直し

## 令和2年国勢調査の実施

### 1 概要

5年に一度行われる国勢調査は、10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人と世帯を対象とする最も重要な統計調査であり、統計法において回答の義務が定められている。

9月14日から国勢調査員が調査書類を各世帯に配布しており、回答期限は10月7日である。

この調査の結果は、衆議院小選挙区の改定、地方交付税交付金の算定などの根拠となり、地方創生や少子高齢化などに取り組むうえでも欠くことのできない資料となる。

特に、今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を意識し実施している。

### 2 新型コロナウイルス感染症に係る調査方法の変更

#### (1) 非接触の調査方法の導入

- ・地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法により実施する。
- ・具体的には、調査の説明等は、原則としてインターホン越しに行い、調査書類は郵便受けやドアポストに入れて配布する。
- ・やむを得ず対面の必要が生じる場合は、できる限り相手と距離を置き、マスクを着用するなど、咳エチケットを徹底する。

#### (2) 調査書類の配布期間の延長

9月14日から9月20日までを、9月30日までに延長する。

### 3 回答方法

回答は、①調査員が調査票を回収、②調査票を郵送、③インターネットで回答の3つの方法がある。

スマートフォンやパソコンから簡単にでき、世帯と調査員の対面の機会を減らすことができ、新型コロナウイルスの感染予防に有効な③インターネットでの回答に協力を求めている。

### 4 調査員の確保

新型コロナウイルス感染症により、調査員の確保の困難が懸念されたが、前回平成27年調査（4,644人）並みの約4,500人の調査員を確保することができ、予定どおり実施できる体制が整った。

### 5 結果公表予定

新型コロナウイルス感染症の影響で、国の公表予定は当初予定から遅れる見込みである。

#### (1) 人口速報集計（人口・世帯数の速報値）

令和3年6月（当初予定：令和3年2月）

#### (2) 人口等基本集計（人口・世帯数等の確定値）

令和3年11月（当初予定：令和3年9月）

# 令和 2 年 国 勢 調 査 の 概 要

## 1.調査目的

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条の規定に基づき、5 年に 1 度行われる最も基本的で重要な統計調査で、国や地方公共団体の各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的としています。大正 9 年から行われ、今回が 21 回目にあたり、実施 100 年の節目を迎えます。

## 2.調査対象・調査場所

- ・ 10 月 1 日現在、県内に**ふだん住んでいる人**（3 か月以上住んでいる人又は 10 月 1 日に 3 か月以上住む予定の人、外国人を含む。）及び世帯
- ・ 住民票の届出場所ではなく、**ふだん住んでいる場所**で調査します。

### 〔留意点〕

次の対象者の「ふだん住んでいる場所」の取扱いは、次のとおりです。

対 象 者	ふだん住んでいる場所の取扱い
単身赴任者	寝泊まりする日数の多い場所（通常は赴任先）
大学生等	通学するために住んでいる住居（≠帰省先）
病院・診療所の入院者	10 月 1 日現在、入院して 3 か月以上の場合 ⇒ 当該施設 10 月 1 日現在、入院して 3 か月未満の場合 ⇒ 自宅
出稼ぎ、旅行、出張などで一時的に自宅を離れている人	自宅不在期間が 3 か月以上の場合 ⇒ 出稼ぎ先等 自宅不在期間が 3 か月未満の場合 ⇒ 自宅

## 3.調査日程等

### (1)調査期日

令和 2 年 10 月 1 日（木）午前零時現在

### (2)調査日程

9 月 14 日（月）～30 日（水）	国勢調査員がインターネット回答用ログイン ID・アクセスキー及び調査票（紙）を配布
9 月 14 日（月）～10 月 7 日（水）	①インターネット回答期間 （パソコン、タブレット、スマートフォン）
10 月 1 日（木）～7 日（水）	②調査票（紙）回答期間 国勢調査員が訪問し調査票を回収、又は郵送で提出

## 4.調査項目

### (1)世帯員に関する事項（15項目）

- |                    |         |                   |
|--------------------|---------|-------------------|
| ①氏名                | ②男女の別   | ③出生の年月            |
| ④世帯主との続柄           | ⑤配偶の関係  | ⑥国籍               |
| ⑦現在の住居における居住期間     |         | ⑧ 5 年前の住居の所在地     |
| ⑨在学、卒業等教育の状況       | ⑩就業状態   | ⑪所属の事業所の名称及び事業の種類 |
| ⑫仕事の種類（職業）         | ⑬従業上の地位 | ⑭従業地又は通学地         |
| ⑮従業地又は通学地までの利用交通手段 |         |                   |

## (2)世帯に関する事項（4項目）

- ①世帯の種類
- ②世帯員の数
- ③住居の種類
- ④住宅の建て方



## 5. 調査結果の利用

### (1)法定人口として利用

衆議院小選挙区の画定や地方交付税の交付額の算定など多くの法令に利用が規定されています。

### (2)行政施策の基礎資料として利用

少子高齢化施策、雇用対策、防災対策等国・地方公共団体において基礎資料として利用されています。

### (3)学術、教育、企業など広範な分野で利用

将来人口・世帯数の推計、民間企業での需要予測や店舗の立地計画などの基礎資料として利用されています。

## 6. 国勢調査員の身分等

国勢調査員は、非常勤の国家公務員で、各世帯訪問時には、「国勢調査員証」を携帯し、「腕章」を着用しています。前回の調査では、島根県で約 4,600 人が任命されています。

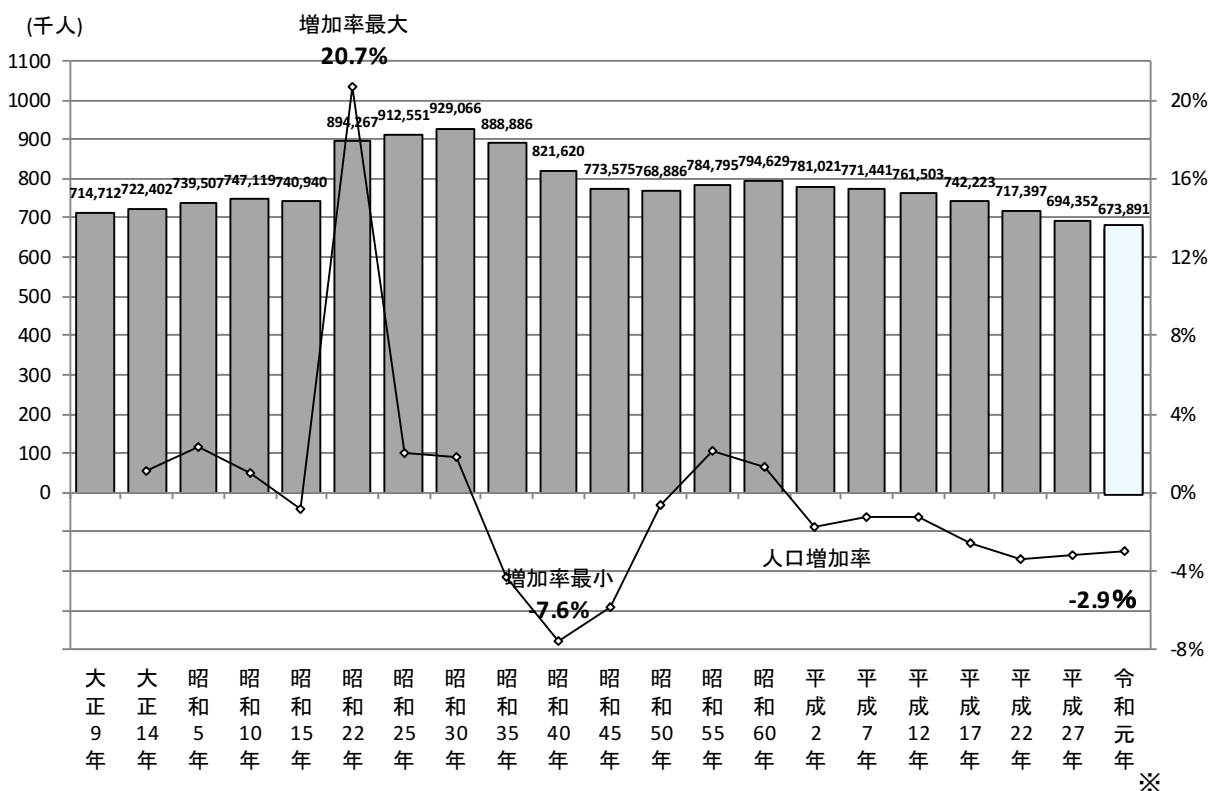
## 7. 個人情報の保護

- ・国勢調査は、統計法によって厳格な個人情報保護が定められています。
- ・調査員など国勢調査に従事する者には、統計法による守秘義務が課せられています。
- ・調査票の記入内容は、統計を作成、分析する以外の目的に使用することはありません。

## 8. 調査に対する回答義務

調査対象者は、統計法第 13 条により、調査票の項目に回答する義務があります。

## 参考（県人口及び増減率の推移）



※令和元年は、「島根県人口移動調査」による10月1日現在の推計人口